

IV. 令和4年度調査計画書

1.1 令和4年度環境モニタリング調査の目的・体制・基本方針

1.1.1 目的

アイランドシティ線については、環境影響評価手続きにおいて当該事業が周辺環境に及ぼす影響を調査、予測評価し、必要な環境保全措置を実施することで環境に配慮した事業の実施に努める計画としている。

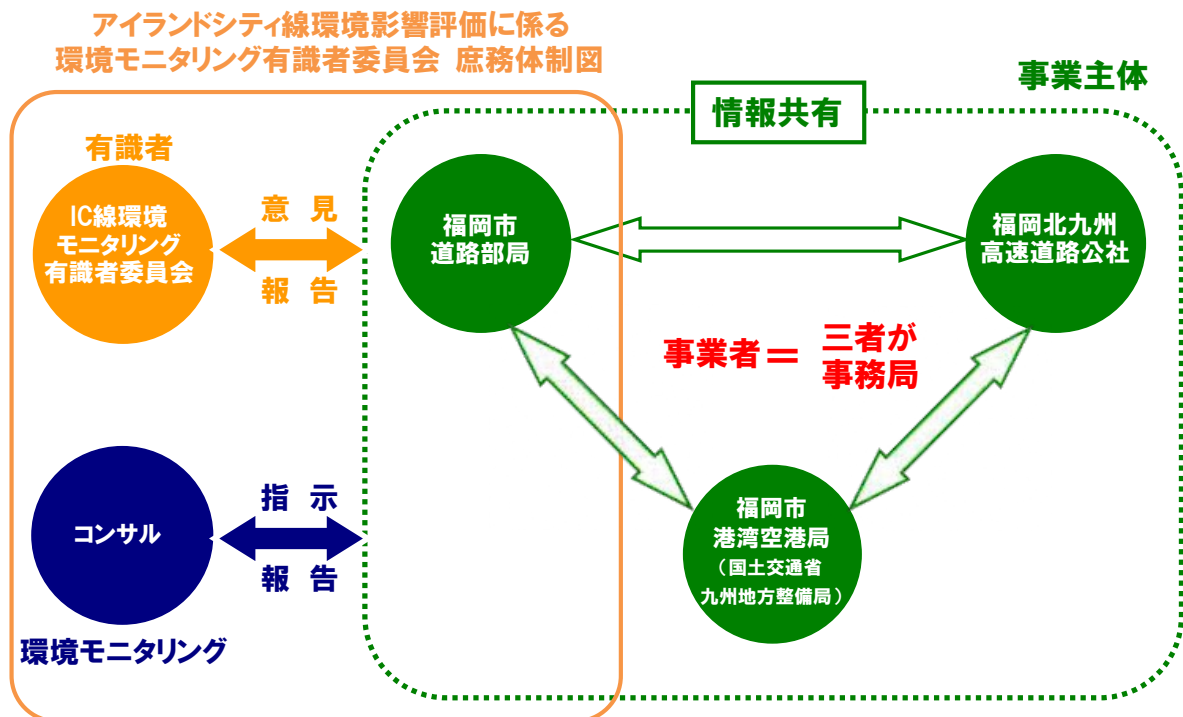
本環境モニタリング調査は、環境影響評価における環境保全の措置、その他の環境配慮事項の実施状況を調査、検証することにより、環境配慮を確実に実施することを目的としている。

1.1.2 体制

本環境モニタリング調査の実施、検証、報告にあたっては、国土交通省九州地方整備局、福岡市、福岡北九州高速道路公社の各関係部署、コンサルタント業者及び環境モニタリング有識者委員会の関係機関が連携して行うものとする。

各関係機関の役割及び関連性は、以下の事業推進体制図に示すとおりである。

アイランドシティ線事業推進体制図



1.1.3 基本方針の設定

これまでの環境影響評価手続きを踏まえ、「I 全体調査計画書」I-13 ページ、「2.3 基本方針の設定」に示す、基本方針のもと環境モニタリング調査を実施する。

1.2 令和4年度事業計画

1.2.1 供用の状況

自動車専用道路アイランドシティ線は令和3年3月27日に開通し、令和4年度は供用2年目となる。

1.3 令和4年度環境モニタリング調査計画の内容

1.3.1 道路の存在又は自動車の走行

令和4年度には供用2年目となり、自動車走行が概ね定常的となることが想定されることから、道路の存在又は自動車の走行に係る「二酸化窒素及び浮遊粒子状物質」、「騒音」、「動物（鳥類）」、「人と自然との触れあい活動の場」に関する調査を実施する。

1) 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

a) 調査事項

環境影響評価書における予測事項の「自動車の走行に係る二酸化窒素の濃度」、「自動車の走行に係る浮遊粒子状物質の濃度」と予測条件の「道路断面」、「自動車交通量」、「バックグラウンド濃度」、「気象の状況」とする。

b) 調査方法

各調査事項の調査方法は、表 1-3-1 に示すとおりである。

表 1-3-1 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の調査方法

調査事項		調査方法		
予測事項	二酸化窒素の濃度	<ul style="list-style-type: none"> 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）に規定される測定方法による現地実測とする。 測定高は、地上1.5mとする。 測定位置は、環境影響評価書における予測位置（道路敷地境界）とし、地点の現状に応じた設置可能な位置とする。 		
	浮遊粒子状物質の濃度	<ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）に規定される測定方法による現地実測とする。 測定高は、地上3.0mとする。 測定位置は、「二酸化窒素の濃度」の測定位置と同一とする。 		
予測条件	道路断面	<ul style="list-style-type: none"> 「二酸化窒素の濃度」及び「浮遊粒子状物質の濃度」の調査位置の「道路断面」を工事関係資料（設計図等）から整理し、現地確認する。 		
	自動車交通量	<ul style="list-style-type: none"> 『自動車の走行に係る道路交通騒音』の調査で行う「交通量測定」の結果を使用する。 「車種別・時間別・方向別交通量」と「車種別・時間別・方向別走行速度」を整理する。車種区分は2車種区分（大型車・小型車）とする。 		
	バックグラウンド濃度	調査期間中のバックグラウンド濃度	<ul style="list-style-type: none"> 観測データの収集期間は「二酸化窒素の濃度」及び「浮遊粒子状物質の濃度」の調査期間とする。 一般環境大気測定局の「香椎局」の「窒素酸化物、二酸化窒素、浮遊粒子状物質」の観測データを収集する。 	
		供用後のバックグラウンド濃度	<ul style="list-style-type: none"> 観測データの収集期間は令和3年度とする。 一般環境大気測定局の「香椎局」の「窒素酸化物、二酸化窒素、浮遊粒子状物質」の観測データを収集する。 	
気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 一般環境大気測定局の「香椎局」の「風向・風速」の観測データを収集する。 観測データの収集期間は「二酸化窒素の濃度」及び「浮遊粒子状物質の濃度」の調査期間とする。 収集した観測データは、環境影響評価書で用いた回帰式を使用して、調査地点ごとの補正値を算出し、整理する。 			

c) 調査地域及び調査地点

調査地域は、環境影響評価書における予測地域（環境影響を受けるおそれがあると認められる地域で、住居等の保全対象が立地する地域及び将来の立地が見込まれる地域）とする。

調査地点は、環境影響評価書における予測地点（調査地域を代表する地点で、自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響を的確に把握できる地点で、住居等の保全対象が存在する地点近傍の地点）のうち、道路寄与濃度の予測値が最大の地点である「アイランドシティランプ」（表 1-3-2 及び図 1-3-1 参照）とする。

表 1-3-2 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の調査地点

地点番号	調査地点	予測対象道路
1	アイランドシティランプ	都市計画対象道路 臨港道路アイランドシティ1号線

注) 地点番号は環境影響評価書の予測地点の番号と対応している。

d) 調査期間等

供用後において、四季ごとに代表的な7日間とする。

なお、「道路断面」の現地確認は、上記の調査期間の中の代表的な1日とする。

2) 自動車の走行に係る騒音

a) 調査事項

環境影響評価書における予測事項の「自動車の走行に係る道路交通騒音」と予測条件の「道路断面」、「自動車交通量」とする。

b) 調査方法

各調査事項の調査方法は、表 1-3-3 に示すとおりである。

表 1-3-3 自動車の走行に係る道路交通騒音の調査方法

調査事項		調査方法
予測事項	道路交通騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）に定める測定方法による現地実測とする。 ・測定位置は環境影響評価書における予測地点の敷地境界及び背後地の 2 箇所とし、地点の現状に応じた設置可能な位置とする。 ・各地点の測定高は環境影響評価書における予測地点の予測高とし、地点の現状に応じた設置可能な場所とする。【測定高】地点 1：1.2m（1 階相当）
予測条件	道路断面	・「道路交通騒音」の調査位置の「道路断面」を工事関係資料（設計図等）から整理し、現地確認する。
	自動車交通量	<ul style="list-style-type: none"> ・「車種別・時間別・方向別交通量」と「車種別・時間別・方向別走行速度」を現地実測する。車種区分は 2 車種区分（大型車・小型車）とする。 ・測定位置（測定断面）は、『道路交通騒音』の調査位置を基本とし、地点の現状に応じた測定可能な位置とする。

c) 調査地域及び調査地点

調査地域は、環境影響評価書における予測地域（環境影響を受けるおそれがあると認められる地域で、住居等の保全対象が立地する地域及び将来の立地が見込まれる地域）とする。

調査地点は、環境影響評価書における予測地点（調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を的確に把握できる地点で、住居等の保全対象が存在する地点近傍の地点）のうち、予測値*が環境基準を超過する地点である「アイランドシティランプ」（表 1-3-4 及び図 1-3-2 参照）とする。

※：環境保全措置（遮音壁の設置）が未実施の場合

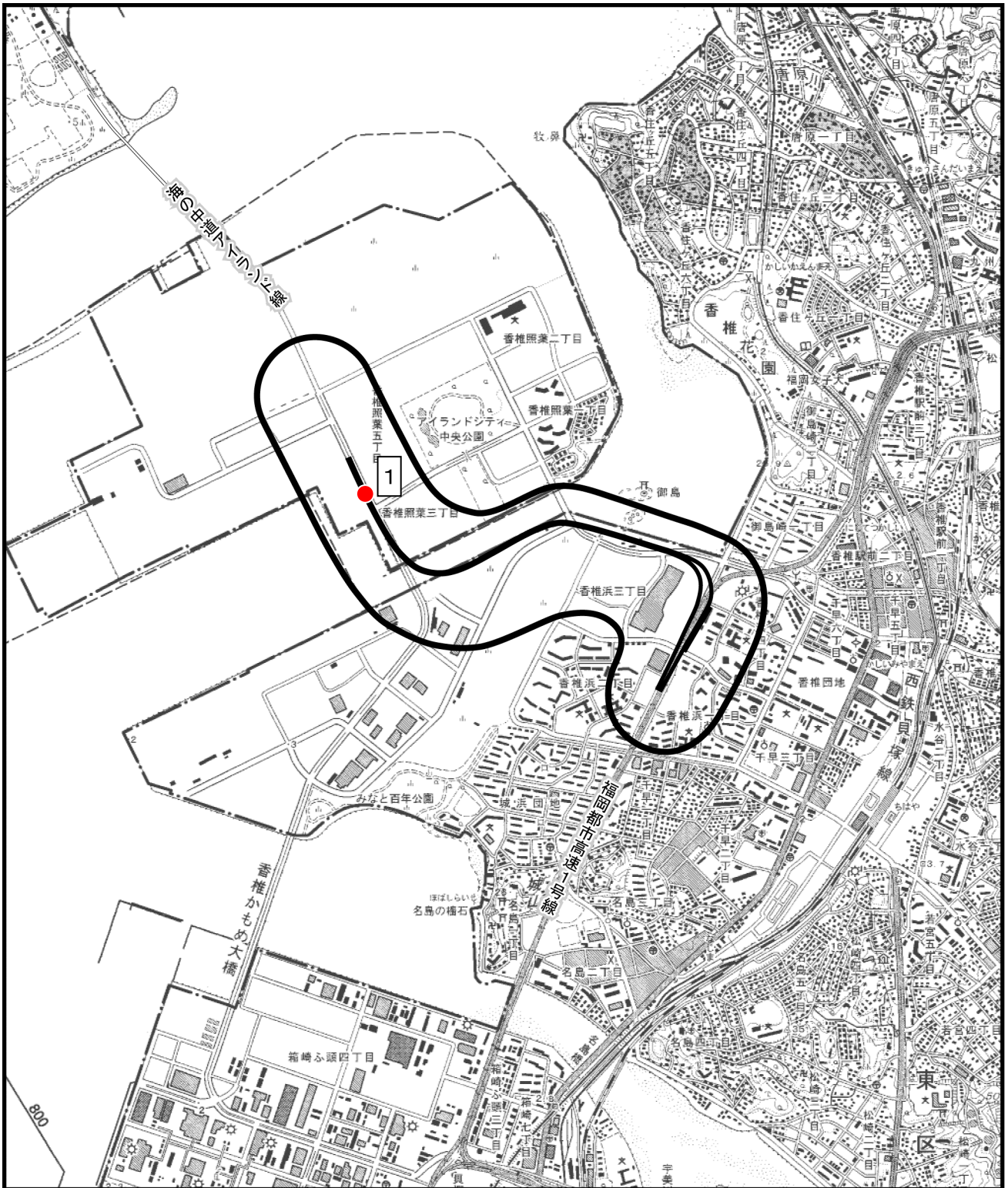
表 1-3-4 自動車の走行に係る道路交通騒音の調査地点

地点番号	調査地点	予測対象道路
1	アイランドシティランプ	都市計画対象道路 臨港道路アイランドシティ 1 号線




注) 地点番号は環境影響評価書の予測地点の番号と対応している。

d) 調査期間等

供用後において、代表的な 1 日とし、調査の時間帯は「24 時間」とする。



凡 例

-  : 都市計画対象道路事業実施区域
-  : 都市計画対象道路
-  : 調査地点

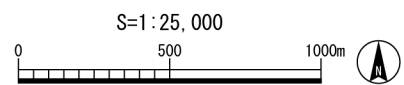


図 1-3-2 自動車の走行に係る道路交通騒音の調査地点位置図

3) 道路（地表式、嵩上式）の存在に係る動物への影響

a) 調査事項

調査事項は、鳥類の飛翔状況及び鳥類の衝突事故に関する情報とする。

b) 調査方法

鳥類の飛翔状況については、定点観察法により把握する。調査地点に20～60倍程度の望遠鏡を設置し、周辺に出現した個体の種名、個体数等を記録する。また、都市計画対象道路沿いに飛翔高度観察区間を設け、観察中に区間上空を通過した個体については、その飛翔ルート及び高さも記録する。なお、高さについては、対象道路の嵩上げ区間より高いか低いかを目視により判断し、記録する。

また、関係者への聞き取り等により、鳥類の衝突事故に関する情報を収集する。

なお、調査の実施にあたっては、道路の存在による鳥類の飛翔への影響を判断する上で以下の点に留意する。

- ・ 現地調査時において、周辺に出現した個体が、区間近傍で急激に高架道路を回避するような飛翔状況がみられるか。
- ・ 現地調査時において、区間上空を通過する個体の飛翔高さについて、区間近傍で急激に高度を上げるような状況がみられるか。
- ・ 供用開始後において、鳥類の衝突事故に関する情報が多いか。

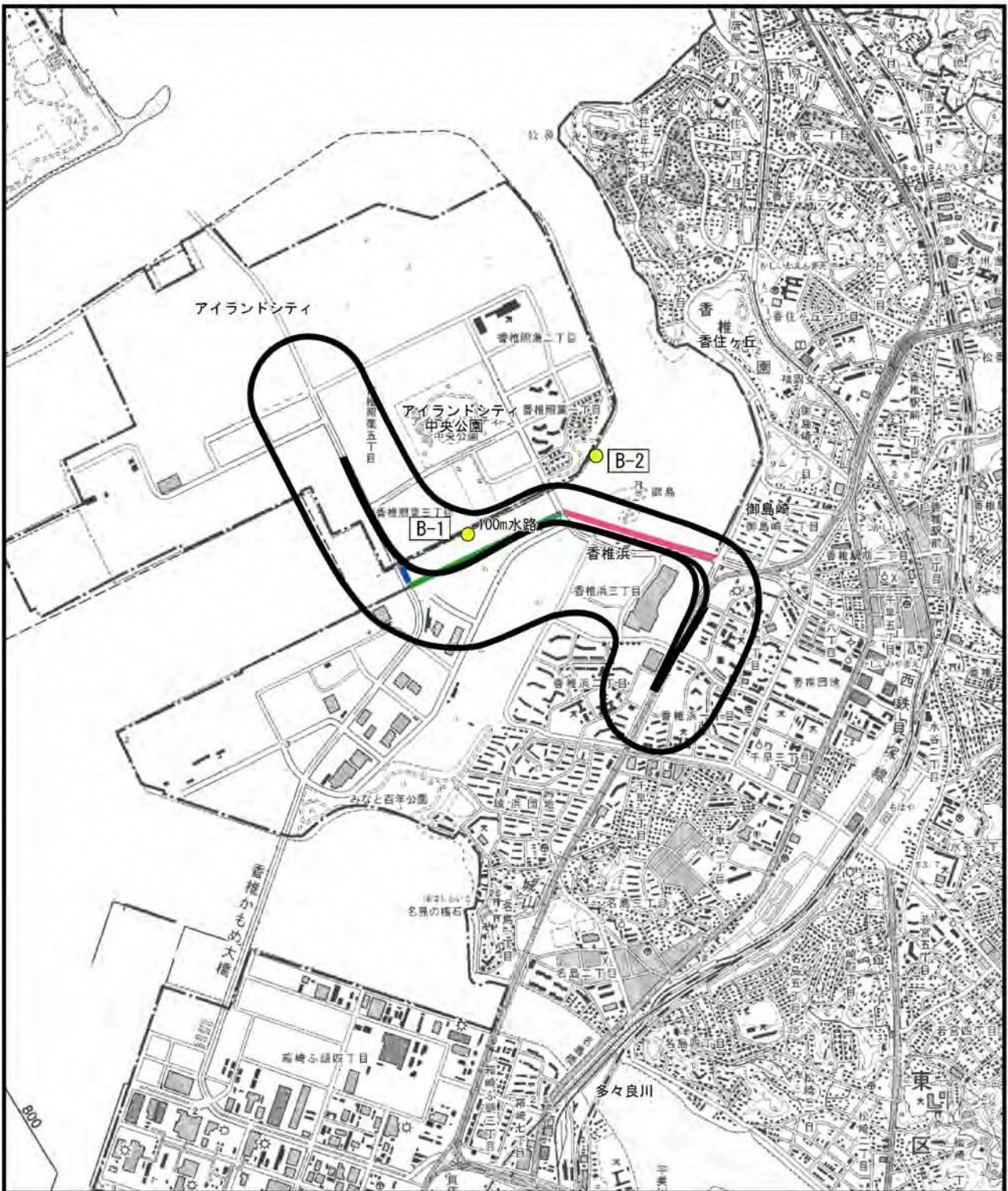
c) 調査地域及び調査地点

鳥類の飛翔状況調査地点は、図 1-3-3 に示すとおりであり、対象道路周辺において定点観察地点2地点、飛翔高度観察区間3箇所を設定する。

d) 調査期間等

供用後において、四季ごとに上潮時と下潮時を含めた1日間実施する。

なお、調査において道路の存在が鳥類の飛翔に影響を及ぼしていると判断された場合は、有識者および事業主体との相談のうえで追加環境保全措置を検討・実施し、事後調査を継続するものとする。調査期間は、追加環境保全措置の実施段階から四季各1回を2サイクル実施するものとし、事業による影響を回避又は低減されているかを検証する。



凡例

- 定点観察地点 (B-1、2)
- 飛翔高度観察区間1
- 飛翔高度観察区間2
- 飛翔高度観察区間3

OS

都市計画対象道路事業実施区域
都市計画対象道路

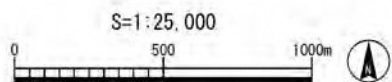


図 1-3-3 鳥類飛翔状況調査位置図

4) 道路（地表式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場への影響

a) 調査事項

調査事項は、環境保全の措置として再整備を実施した香椎浜北公園の利用状況及び利用環境の状況とする。

b) 調査方法

調査は、現地調査により行う。現地調査では、公園内の海岸沿いの遊歩道や内陸側の芝地を1時間程度踏査し、目視確認により活動内容ごとの利用者数等を記録すると共に、公園の快適性を把握する上で必要な箇所について、写真撮影等を行う。

なお、調査の実施にあたっては、道路の存在による人と自然との触れ合いの活動の場への影響を判断する上で以下の点に留意する。

- ・香椎浜北公園の再整備等により、騒音、日陰、圧迫感による影響が軽減され、利用者の快適性が確保されているか。

c) 調査地域及び調査地点

調査地点は、図 1-3-4 に示す香椎浜北公園とする。

d) 調査期間等

調査は、四季ごとに各1回とし、朝、昼、夕の各時間帯で実施する。また、調査日は利用者が多いことが想定される休日とする。

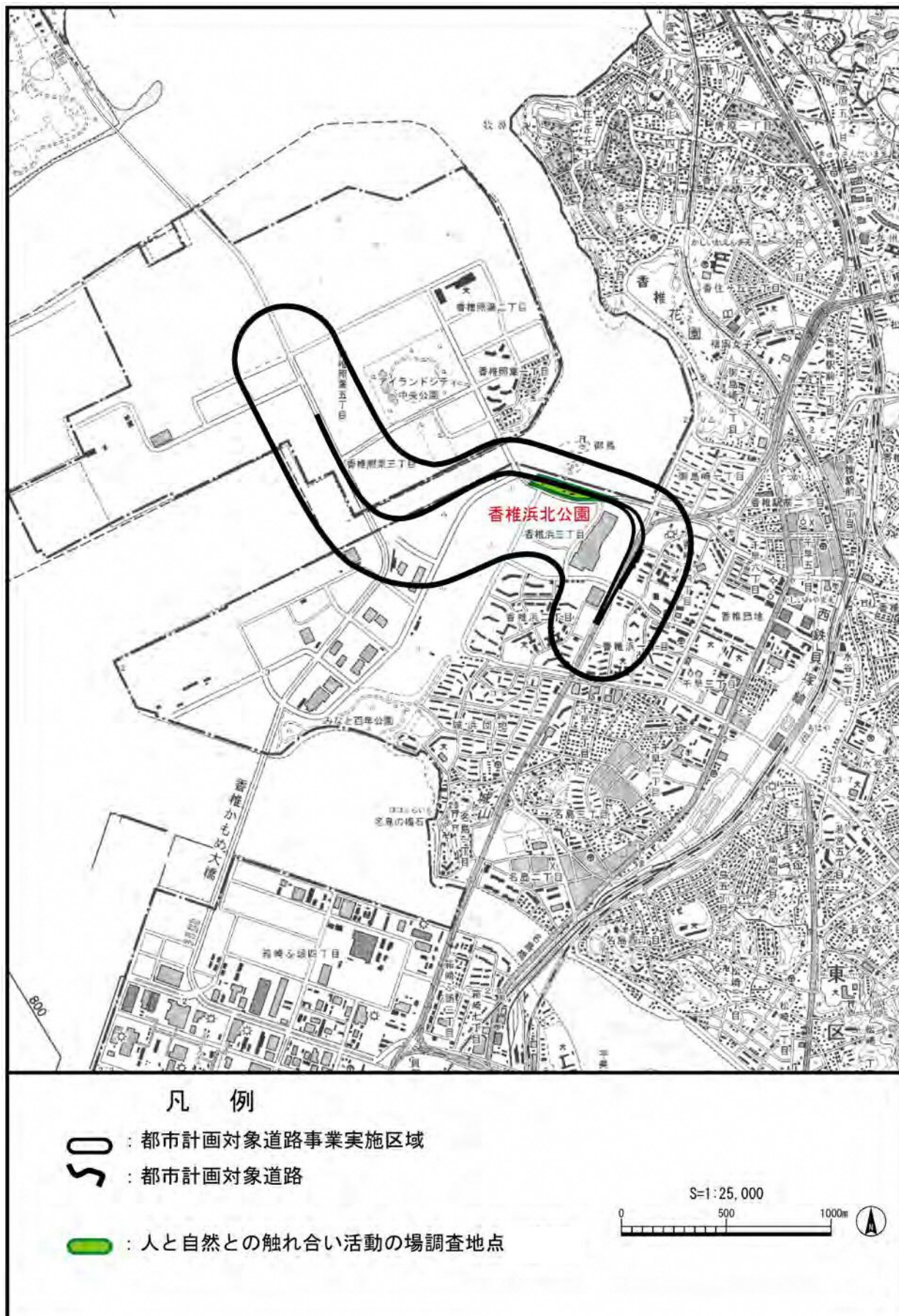


図 1-3-4 人と自然との触れ合いの活動の場調査位置図